

## 課題等の整理

No.	項目	課題	説明
1	規制内容等	①住宅からの距離規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地が造れない規制は、憲法違反になる</li> <li>・過剰な規制は、新たな墓地を町民が求められなくなる</li> <li>・墓地供給を公営墓地に依存するか否かにより、規制内容に影響を及ぼす</li> <li>・規制内容が県条例と同程度であれば、権限のメリットが少ない</li> <li>・規制だけではなく、住民協議等の手続きについても検討の必要がある</li> <li>・死亡者推計や町内の需給状況、町民のニーズ等の把握が必要である</li> </ul>
		②公営墓地整備の検討	
		③需給状況等の把握の必要性	
2	組織体制整備等	①財務負担の増大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな財務負担が増えるため、事業廃止等による住民サービスの低下が懸念される</li> <li>・土木、財務、紛争等、専門性が高いため、専門職員の配置又は第三者委員会の設置等を検討する必要がある</li> <li>・組織体制が整備されないまま権限を受けても意味がないと思われる</li> <li>・県が把握している墓地等と現存墓地等は、乖離している可能性が高いため、移譲後の対応に苦慮することが想定される</li> <li>・今後は、無縁化が進み個人や共同墓地の相談等も増えることが想定され、既存宗教法人の財務状況の確認も重要となる</li> </ul>
		②組織体制の整備	
		③既存墓地対応	
3	その他	①広域的需給バランスの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトな単独の町で近隣市町の需給状況を加味して、需給バランスを確保することは困難である</li> <li>・他法令の許可権限等は県であるため、許可審査時等における確認、調整において統一の見解や認識の祖語が生じる恐れがある</li> <li>・墓地等の整備と密接な関係がある開発や農地転用の権限を有しないとまちづくりの方向性が定まらない懸念がある</li> </ul>
		②神奈川県との連携	
		③まちづくりの方向性	